



燃えないごみを燃えるごみとして出していないですか？

焼却炉の燃え殻から、**燃えないごみ**が多量に発見されています。



焼却炉に入った**燃えないごみ**は手作業で取り出しています。

写真の物以外にも毎日様々な物が焼却炉から出ています。

※写真は焼却炉から出てきた燃え殻です。

体重計、自転車のサドル、ガスボンベ、空き缶等が入っています。



※他にもガスコンロや電気アンカ、鉄のかご等様々な物が出ています。

燃えないごみが入ると焼却炉が破損する原因となります。

適正に分別してごみ出しをお願いします！

発行 みよし広域連合

清掃センター Tel: 0883-72-0006 Fax: 0883-72-6832

ごみ処理関係ホームページ <http://www.miyoshikouiki.jp/bunya/seisou/>

みよしごみ通信

第11号(令和7年3月発行)



事業者のみなさまへ

「リサイクルできる紙類は」**搬入を規制**し
焼却いたしません！

事業系一般廃棄物ガイドラインを策定

〈可燃ごみ量〉

家庭から出る「**家庭系可燃ごみ**」の量は、住民の皆様のご協力により大幅に減少しています。一方、事業所から出る「**事業系可燃ごみ**」の量は、令和元年度までは増加傾向にあり、令和2年度以降はほぼ横ばいとなっています。

〈可燃ごみ質〉(※ごみ質とはごみの水分量や品目のことです。)

ごみ質調査では「**家庭系可燃ごみ**」のうち紙類の割合は38%に対し「**事業系可燃ごみ**」は67%も紙類が含まれています。

そこで、みよし広域連合と三好市、東みよし町では「**事業系可燃ごみ**」の減量や資源化を図るため、その考え方や方法などを紹介する「**事業系一般廃棄物ガイドライン**」を策定しました。

Q 事業系一般廃棄物とはなんですか？

事業活動に伴って出る廃棄物で産業廃棄物以外の物です。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。産業廃棄物は事業活動によって生じた特定20種類のことを指し、それ以外の物は一般廃棄物となります。

一般廃棄物はおもに「家庭系一般廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。

「家庭系一般廃棄物」は一般家庭の日常生活から出る廃棄物であり、「事業系一般廃棄物」は事業活動に伴って出る廃棄物で産業廃棄物以外の物です。

【事業系一般廃棄物の具体例】

- 会社、事務所等から出る、コピー用紙、段ボール、パンフレット、新聞紙など
- 飲食店、スーパー、社員食堂等から出る、調理くずや食べ残し、売れ残りの食品など
- 従業員等の個人消費に伴って生じる弁当殻やペットボトル、飲料缶、ガラス瓶など



Q 事業系一般廃棄物はどこに出せばいいの？

収集業者に依頼するか、清掃センターへ直接持込むことができます。

「事業系一般廃棄物」を「家庭系一般廃棄物」の収集場所に出すことはできません。



Q 事業系一般廃棄物を減らすためにはどうすればいいの？

資源としてリサイクルできるものは分別し、リサイクルに努めましょう。

【リサイクルできるものの例】

- 古紙類（新聞、雑誌、段ボール、本、コピー用紙などの紙類で汚れがないもの等）
- 布類 ●空き缶 ●ビン ●ペットボトル
- プラスチック製容器包装

リサイクルの促進や環境負荷の軽減等のため、紙類は「リサイクルできるもの」と「リサイクルできないもの」に分別してください。

【リサイクルできない紙類の例】

- 汚れが付いた紙（使用済みおむつや使用済みティッシュ等） ●感熱紙
- 粘着紙 ●カーボン紙 ●圧着はがき
- 宅配便の伝票 ●紙皿 ●紙製のカップ麺容器



お知らせ

事業系ごみ処理手数料が変わります

現 行	令和7年12月1日 以降
10kgあたり100円	10kgあたり150円

※収集運搬業者に収集運搬を委託して処分する場合についても、処理委託代金が改定される可能性があります。具体的な契約内容については、委託先業者にご確認ください。